

令和5年第4回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年12月8日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一
9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 堀 三好
総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一・ 教務課長 村上英之
総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 古城大作

○議事日程

令和5年第4回定例会議事日程（3日目）

令和5年12月8日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

なお、質問者は可能な限り質問は簡潔に行うよう御協力をお願いします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり2名です。

質問順は、申合せにより通告書提出順に発言を許可することとしています。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、一般質問を行います。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、質問は通告された時間内に終わるよう、要点をまとめ簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても責任の持てる的確な答弁をお願いします。時間の経過は議場内に表示されますので、残り時間を確認し、時間を厳守してください。

これより、順番に発言を許可します。

6番目に、10番、茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）おはようございます。

10番、茂呂議員です。

私は、町長をはじめ関係の方々に一般質問を行います。

1点目は、給食費の無償化について、2点目は、子ども医療費の無料化について、

3点目は、解離性難聴者への補聴器購入費助成制度について、4点目は、公共交通網の見直しについて、5点目は、大池公園多目的運動広場の改修計画について、以上5項目について質問いたします。

詳細については、質問席で行います。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）まず、給食費の無償化についてであります。

今年、6月議会で、町は給食費の無償化は物価高騰で給食の品質を落とすことなく、栄養バランスを保つため実施すると説明しておりました。来年度も物価高騰が続くことが予想されます。来年度の給食費の無償化の有無について、町の基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私のほうから御答弁させていただきます。

給食費の無償化につきましては、これまでの一般質問で、継続性を考慮した場合、財源が厳しくなったという理由で政策を途中で変更することは困難を伴い、恒久的財源の確保についてもめどがあるわけではないこと、また、本町の子育て支援策については、他市町に比べ手厚く行っていると認識しており、現状では考えていないと答弁をしております。

現段階におきましても、教育委員会としてその考え方に変更はございません。しかし、既に行っている給食費一部助成を継続すること、また、物価高騰に伴う給食費の保護者負担の増加を招かないよう国や県の動向に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）それでは、来年度に向けて今、予算要望が提出される時期だと思いますが、町の方針はまだ決まっていないということですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）はい、そのとおりです。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）物価高騰が予想されるわけですが、給食の品質を落とすことなく、栄養バランスを保つという考え方については、来年も同じ考えで行うということでしょうか。

- 議長（荒牧弘敏君）教務課長。
- 教務課長（村上英之君）先ほども答弁しましたように、そこら辺を考慮したいと、今後検討していきたいと考えております。
- 議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）財政面の見通しがつかなければ、自己負担、値上げもやむを得ない。または、多少給食の品質を落としたり、栄養バランスが悪くなるということも考えられるわけですか。
- 議長（荒牧弘敏君）教務課長。
- 教務課長（村上英之君）そういうふうなことになるように検討してまいりたいと。また、今年度と同じように国の交付金等が活用できれば、そういった部分で活用していきたいと考えております。
- 議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）先ほど、課長から子供の助成については、よその自治体に比べて劣っていないというような内容の答弁がありました。どういうところで、そういうふうに自負されているのかをお尋ねいたします。
- 議長（荒牧弘敏君）教務課長。
- 教務課長（村上英之君）今、全町を挙げて子育て支援策、定住促進、そういった部分を含めて支援策というのは、他市町には負けてないというふうには感じております。
- 議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）抽象的に言うのではなく、もっと具体的に言ってほしいと思います。どういうところで、他の自治体と比べて上毛町は優れているんだということですね。
- 議長（荒牧弘敏君）教務課長。
- 教務課長（村上英之君）具体的にと言いますと、全町に関わってくるので、自分だけがという話にはならないと思うんですけども。ですから、答弁の内容につきましても、そういった全体的な部分ということになるろうかと思えます。
- 議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）これは町長もよく言われるんで、町長はどういうところで他の自治体よりも優れていると自負されているのか、お尋ねいたします。
- 議長（荒牧弘敏君）町長。

○町長（坪根秀介君）つまり、総合的に勘案してということでございますので、うちの政策に載っていますよね。この中で判断していただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ちょっと今パンフが何か分かりませんが、開いてみましたが、何でしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）町のほうに移住定住の促進のためにガイドブックを作っております。その中に、当然、例えば子育てについては、赤ちゃん祝い金であったり、それから、結婚の祝い金であったりというものもございます。それから、当然、保育料につきましては無償の部分もあり、管内でも北九州から豊後高田までの間で一番安い保育料の設定はいたしておるところでございますし、そういった部分、それから、保育園につきましては副食費の助成も行っております。

また、給食費につきましては、通例で大体おおむね2か月分、小学生で1万円、中学生1万1,000円の助成は既にずっと継続して行っておるところでございます。それらを総合的に全てを勘案した段階では、かなり近隣よりもレベルの高いものを行っておるという部分で、今、茂呂議員がおっしゃる給食費の無償化につきましては、近隣も今回、コロナの交付金等を使ってやられている。築上は、特殊な事情がございます。それは、我々と違う交付金を国からもらっているんで、それを使ってやるということですが、そうじゃなくて通常、一般財源を使ってやられている例はそんなにございませんので、そこら辺は近隣と同一以上であるという部分は御理解いただきたいと思えます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）これまでの答弁で、国の動向を見ながらということですので、国が一時的な交付金なんかを出すようなことがあれば、給食費に使われるということができれば、やっていくというお考えでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（荒牧弘敏君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）先ほど教務課長がお答えしたとおり、もし、そういった形での充当が可能であるという部分があれば、最終的に担当課が企画して、町長のほうが御判断をいただくという形になろうかと思います。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）担当課長のほうで、そういうことでよろしいでしょうか。もし、国のほうから給食費の無償化に使われる交付金が交付されるようなことがあれば、昨年どおりやっていきたいというお考えでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほど、副町長が答弁したとおりでございます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）そういう方向でやっていくということで私は理解しておりますので、もし私のほうで理解が間違っていれば御指摘ください。

では、次に行きます。

子ども医療費の無料化の拡充についてですが、子ども医療費の助成制度をめぐっては、高校卒業までの無料化がこの数年で急速に広がっていることが政府の調査で明らかになりました。2009年には、高校卒業までの通院助成は僅か2自治体でしたが、これが2021年には817市区町村47%、中学校卒業までが832市区町村48%になり、中学校卒業までは95%に広がりました。さらに、2023年4月現在では、高校卒業までが1,202市区町村69%と大勢を占めるようになっています。中学校卒業までは482市区町村に28%となり、中学卒業までは5%です。

また、国は医療費増を招くなどとして、自治体に課してきたペナルティーについても、2023年9月に厚労省がペナルティー廃止方針を社会保障審議会の部会に示し、了承をされ、廃止が決まりました。

こうしたことを踏まえると、来年度も子ども医療費の助成制度の拡充がさらに広がることが予想されます。子ども医療費無料化の近隣自治体の実施状況と、今後、町は子ども医療費無料化を高校卒業まで広げるることについて、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）子ども医療費無償化の拡充についてというところで、近隣自治体の実施状況及び町の考えということで御答弁させていただきます。

小学校就学前から18歳年度末までの子供に対する医療費助成の京築管内及び大分県側の近隣自治体における状況でございますが、まず、入院及び通院の両方とも自己負担がない自治体が豊後高田市1市のみとなっております。

次に、自己負担額が入院で月7日を上限に1日当たり500円、通院でひと月当たり600円の自治体が行橋市、荊田町、みやこ町の3市町。それから、入院の自己負担はなく、小学生から高校生まで通院ひと月当たりの自己負担額が600円から800円の自治体が築上町及び吉富町の2町。また、通院1日当たり月4日まで500円の自治体が宇佐市1市となっております。入院の自己負担が中学生までではなく、通院の自己負担が小中学生まで500円から800円の自治体が上毛町及び中津市、豊前市の3市町という状況でございます。

それから、町の考えについてでございますけども、高校生までの医療費無償化につきましては、令和4年9月議会において町長が、総合的に子育て支援策については近隣自治体と比べて遜色ないものと考えており、高いところだけを切り取って全部合わせると、九州一支出が多い町になりますから、十分、担当課と協議しながら検討してまいりたいというふうに答弁しております。

この後、町長からの指示を受けまして、令和6年度の主要施策として検討を進め、現在、令和6年度当初予算に計上すべく準備を進めている状況でございます。

なお、念のため申し上げますけども、従前からお答えしておりますとおり、町としては子育て支援策のパッケージにおいて、優先順位をつけた上で各種施策を実施、展開している中での追加施策であり、決して茂呂議員さんからの提案により導入するものではございませんので、十分御認識いただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）来年度からの予算計上に向けて準備をしているということですが、実現の方向で考えているというふうに認識いたしました。

それで、中津のほうのことをちょっと言われましたけれども、中津は今年の9月議会の補正予算で、来年度から無料にするためのシステム改修の予算が計上されたということで私は聞いているんですが、この点御存じでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）そういった状況は伺っております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）このことについては、私はもう以前からずっと言ってきたことですが、やっと実現の方向で考えていただくようになったということで、その点については評価したいと思います。ぜひ、来年度の予算に反映させてほしいと思い

ます。

それから、次は補聴器の問題ですが、2017年に開かれたアルツハイマー国際会議で、難聴を放置すれば認知症の最大のリスクと報告されました。これは、世界的な医学誌ランセットの報告です。この報告では、45歳から65歳では、認知症の九つのリスク要因のうち難聴が最大のリスクとなっていると報告されています。

昨年9月議会では、今後、国、県及び近隣自治体の動向を見ながら、高齢者の難聴実態を調査しながら検討すると答弁されています。近隣自治体の実施状況と高齢者の難聴の実態調査をやっていけば、その結果について伺いたいと思います。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）補聴器購入助成制度についての近隣自治体の実施状況及び町が事難聴実態の調査を行った結果ということでございますが、まず、近隣の実施状況でございますが、京築管内で3市町、豊前市、みやこ町、吉富町のほうで実施されているという状況となっております。

次に、町が難聴実態の調査を行った結果ということですが、加齢性難聴につきましては、定義や聴力のレベルなどの基準がないため、町が難聴の実態調査を行うことは困難でございます。なお、本町の聴覚障害による身体障害者手帳の交付者数につきましては、令和5年10月末時点で40名となっており、これらの難聴の方の補聴器購入につきましては、障害者総合支援法に定める補装具支給制度に基づき、購入費用を助成しております。加齢や老化に伴う聞こえづらさや身体機能の低下は誰の身にも起こり得ることであり、これらの支援につきましては慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

本町といたしましては、今後も引き続き、国、県及び他自治体の状況の情報収集を行いながら、慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）補聴器が必要とされる聴力は、どの程度と認識しておられますか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）聴覚障害による身体障害者手帳の基準なんですけども、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、また、一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方というふうに認識してお

ります。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）障害者じゃなくて、普通一般で耳が遠くなったと、高齢で耳が遠くなったという方のレベルですが。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）一般の方について、両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の中程度の難聴者ということで認識しております。その方については身体障害者手帳の交付対象とされていないため、人数のほうは把握しておりません。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）近隣自治体の状況を言われましたけれども、みやこ町は比較的早くやられていましたけれども、豊前市は今年の9月議会ですかね、それと吉富も今年の9月議会から実施されたと聞いていますけれども、ここ最近やはり、全国的に給食費の無償化までは言いませんけれども、増える傾向にあるのではないかなと思うんですが、どういうふうな御認識でしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）私どものほうで調べた限りで、豊前市は令和4年の10月から開始されております。みやこ町が令和4年、吉富町につきましては本年の10月から開始ということで聞いております。今後、このような流れが多くなるんじゃないかということで、実績のほうをお伺いしていますけれども、各市町とも年間に数件、1件から3件程度の利用実績ということで来ておりますので、そこまで多く交付していることではないみたいです。

これについては、住民税非課税世帯の方に限って助成をされているところがほとんどなので、その点については、今後もし導入するということになれば、そこら辺は区切った形でというふうには考えていきたいというふうに思います。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）吉富町では所得制限なしというふうに聞いていますが、その点は把握しておられますか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）吉富町は非課税を問わないということで、私は伺ってお

ります。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）アルツハイマーの国際会議で、新たに明らかになったことですが、認知症を防ぐ最大の効果があるということで報告されています。以前まではこういうことを把握していなかったんですが、最近こういうことが分かったようであります。

昨日の一般質問の中でも今後、認知症の方が増えていくということでやり取りがありました。認知症を防ぐためにも補聴器の購入ということは必要なことだろうと思いますが、この点についてはどのように考えられていますか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）加齢性難聴と認知症の因果関係につきましては、今のほうでも調査を行っているようでございまして、その結果によりましては、今後、統一された助成制度というのもできる可能性があるということで、私のほうは期待しておるところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）今後とも、こういうことについて実現の方向で、またお互いにやり取りしてまいりたいと思います。

4点目の公共交通網についてですが、今年の9月議会で、友枝地区の交通弱者の方が本庁やげんきの杜などに行く場合、築上東部タクシーを利用しなければならないため、運賃がかかります。他地域と同様に無料で行けるため、町が大平支所から本庁までの区間の無料券を配布し、その分の運賃は町がタクシー会社に支払い、対象となる方が無料で本庁やげんきの杜などに行けるようにお尋ねしたところ、国がそのような運行の仕方を認めるかどうか分からないという答弁でした。また、東上の有田、西友枝の松尾地区の交通弱者への支援も、山間部に特化した無料処置は難しい。デマンドタクシーも含め、今後の検討課題と答弁しています。

友枝地区の交通弱者の方が本庁やげんきの杜などに行く場合、築上東部タクシーの大平支所から本庁までの区間、町が無料券を発行し、対象者に配布すること。それから、東上の有田、西友枝、松尾の交通弱者への支援策の拡充について、再度、町の考えをお伺いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）先ほど、給食費の無償化の件で国の交付金の件がございましたので、財政担当といたしますか、交付金担当課としてちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、先によろしいですか。

令和5年度に実施いたしました交付金での給食費の無償化というものは、当然認められているんですが、次回もし交付金があった場合に、給食費の無償化に充ててよいという国の判断がなければ、当然、そういった使い道には充てられませんので、あとは決められた額が交付金として来ますので、その時点での町の事業の優先順位、緊急度が高いもの、より効果が高いものという中での優先順位を付して事業を実施しますので、交付金があれば必ず無償化になるというようなことではございませんので、そこは御認識いただければと思います。

では、公共交通網の見直しということでお答えをさせていただきたいと思います。

本年、第1回定例会、第3回定例会で同じ内容の御質問をいただいております。よって、答弁も現在のところ同様となりますので、御了承いただきたいと思います。

現在、運行中のコミュニティバスを友枝地区から役場本庁方面へルート変更をすることは、乗合タクシーとの接続、現在のルートで利用されている方の影響を考えれば非常に困難でございます。また、バスを増便した場合、その経費負担と運転手の人材確保が大きな課題となっております。そういった面も御理解をいただきまして、支所から役場まで乗っていただくと100円がどうしてもかかるということになりますが、事情が許せば乗合タクシーを御利用いただきたいと思いますということでございます。支所で手続可能なものがございましたら、ぜひ支所を利用していただきたいと思いますというふうに思っております。

また、議員さんが言われる対象者とは、年齢なのか、地区なのかなど具体的にお示しはされておりませんが、町内無料のコミュニティバスを例にとってみますと、新吉富線では、成恒地区の方が役場本庁に用事があるということで乗車された場合、乗っていただく時間は残念ながら46分かかると。役場に着くまで46分バスに乗っていただく必要があるという実情がございます。唐原線では、有野地区から役場本庁まで38分を要するというようになっております。西友枝線、東上線では、大入地区から大平支所まで最長で30分ということになっております。

このように費用の面もございますが、無料であってもこれだけ大変申し訳ないというふうには思っておりますが、所要時間がかかる運行状態になっております。そうい

うバランスを考えますと、なかなか単純に一部の区域に限って無料券を発行するという事は難しいということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、東上地区と西友枝地区で、車の免許証を持っていない方への支援の拡充はということで御質問いただいておりますので、御答弁をさせていただきます。

運転免許証を持っていない方ということでございますが、免許証を持たれていないケースは、もともと持たれていない方や事情により返納された方など、それぞれ御家庭の事情が異なり、日常生活における買物や通院などについても、それぞれの御家庭の状況に応じて対応をされているものと思っております。

議員さんも御存じのことと思いますが、町ではこのような状況を踏まえまして、総務課が所管いたしますコミュニティバスや乗合タクシーの運行、長寿福祉課が所管しております配食サービス事業、買物困難者支援事業、食品等宅配サービス事業、障害を持たれた方へのタクシー助成、免許返納者へのタクシー助成などを行っておるところでございます。

これら町が行う施策で全てが解決するというふうには思っておりませんが、タクシーを利用するなど御自身での移動手段の確保、家族や地域による支援、民間事業者が提供するサービスを組み合わせながら、皆さんには対応していただくということになるかと思っております。

第1回、第3回定例会でも同様のお答えをいたしました。が、目的地やニーズがそれぞれ異なることや他の地域とのバランスを考えれば、課題となる点が大変多くあることから、議員さんが言われる一部地域に限定した支援の拡充については、現在のところを考えておりません。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）国の考え方、大平支所から本町までの区間だけ、対象となる方、車を運転できない方が対象になるんですが、そういう方を一部の区間だけ無償にして、その人だけ、そういう対象だけ無料にすると町が判断した場合に、国は、そういう方法は認められないという判断をされるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）議員さんと、この前いただいたお電話の中でもお話をいたしました。が、乗合タクシーにつきましては、吉富町と上毛町の共同運行ということにな

っております。その中で、料金を頂いて運行しておりますので、そういう運行を行う場合は、地域交通会議ですか、そういう機関にお諮りをした上で料金体系であったり、運行経路を決めるという仕組みになっております。その中で、その区間を無料にするかどうかというのは、それぞれの判断になろうかと思えます。国が駄目とかそういうことには恐らくならないんじゃないかとは思いますが、この方は免許を持ってないから無料、この方はたまたま免許を持っているけど、乗ったんで100円ですと、そういった区分けは正直できないんですよ、煩雑で。事業者に委託もしておりますので、特定の友枝から本庁までということになると、そういう区切りは難しいということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）その区切りというのは町の判断で、こういう方は対象になるんじゃないかということ、こういう方を対象にして、地域の交通会議ですか、そういうところに諮って決めてみる、審議してみるということもできないことはないと思うんで、これはそれをやったからといって、町がタクシー会社にお金を肩代わりして支払えば、その他の地域には別に悪影響を与えるわけじゃないから、やはり認められるんじゃないかなと思うし、国もそういうことをやっても拒否したりはしないと思えますが、その点についてはどうですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）これにつきましては、失礼ながら申し上げますけど、地域公共交通会議という仕組みといいますか、そういったものもまだ調査はあまりされてないんだと思えます。料金を決定する場合にはそこでの審議が必要ということで、国のどこかに届け出て、通常の路線バスのような運賃の許可制とかということではございませんので、料金体系の見直しとかということになれば、そういう審議会的なものにかけて変更することは、手法としては可能だとは思えます。ただし、議員さんが言われる、この方というような選別といいますか、そういったことはなかなか難しいと思えます。

あとは、町がお金を出せばいいじゃないかというような御発言もありましたけど、やはり100円であっても大事な皆さんからいただいた税金ですので、それは簡単に出すというようなことはなかなか。よほどの検討を重ねないと、100円だからすぐいいよというようなことにはならないというふうに思っております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）検討を重ねてほしいと思います。

それで以前、バランスの問題をよく言われますが、地域によって時間がかかるということは、これはもうどうしようもならないということ。解決にちょっと、今の時点では仕様がなと思います。成恒が46分かかかる、有野が38分かかかる、西友枝、東上が30分かかかる、このバランスをどうしようと言われても、それは無理な話ではないかなと思いますけれども、何で友枝地区の方が本庁に行くのに片道100円、これでバランスが取れたと言われるんですか。私は、全くバランスが取れてないと思います。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）最初に申し上げますが、先ほどの46分かかかるというのは、あくまでも町が運行する無料で乗れるコミュニティバスについてということです。乗合タクシーについては、運行形態が全く別物でございますので、それをごっちゃにするということではできませんということです。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）失礼しました。最初にコミュニティバスと言わなかったけれども、コミュニティバスの話です。時間的なこの違いはね。これはどうしようもならないと思います。ただ、友枝地区が片道100円を払うことがバランスが取れていると言いますが、私は全くバランスが取れてないと思うんです。バランスの問題をよく言われますからね。おかしいじゃないですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）そこにつきましては、もう正直、認識の違いと見解の相違ということになるかと思えます。時間がかかっているのは我慢しなさい、お金がかかるのは我慢しなさいということではなくて、どなたも満足するようなことができれば一番いいのですが、そういうわけにはなかなかいきませんので、それぞれ皆さん御不便を感じながら、現状ある中でうまく御利用くださいということをお願いしているものでございます。

ただ、これで100点満点とは私どもも当然思っておりませんので、前回は申し上げましたデマンド交通とか、そういったものについては現在、検討を行っているということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）デマンドも含めて検討するということでありますので、できるだけ早く結論を出してほしいと思います。特に強く要望しておきます。

それで、最後に5点目ですが、大池公園多目的運動広場の改修計画についてですが、大池公園多目的運動広場は、野球、ソフトボール、テニス、サッカーなど多くのスポーツ団体が利用しています。競技団体から、例えばテニスコートはオムニコートにしてほしい、コートとフェンスの幅が狭い、コートとコートの間が狭く審判席が設けられない、それから、照明などの問題も言われています。サッカーについては、芝のコートをという声もあります。

将来的には、町もこの運動広場の改修計画を考えていると思います。町は、大池公園多目的運動広場の改修計画をいつ頃から始めようと考えておられますか。また、施設利用者の要望を反映させるため、施設利用者などを集めた協議会を設置し、利用者の要望を改修工事に反映させていくという考えはないでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、まず、改修計画の時期はについて御答弁させていただきます。

これまで、機会があるたびに御説明させていただいておりますが、屋外体育施設については多目的運動広場に集約することとし、今年度、健康増進施設の解体等の工事を行っているところでございます。

大池公園多目的運動広場につきましては、令和5年第1回議会定例会において、廣崎議員に御説明させていただいたとおりとなりますが、クレーコート及び旧築上東部運動広場はいずれも設置から42年以上が経過しているということで、老朽化が進んでいるところでございます。そのため、事務局では対策の検討を進めており、引き続き財政等の関係課と協議しながら、グラウンドBをはじめ、テニスコートを含めた一体的な改修の時期、予算、優先順位、費用対効果などを総合的に検討して方針を固めていき、その方針に沿って実施に向けた具体的な計画を作成していきたいというふうに考えておりますので、現段階ではっきりとした時期については、まだお示しすることができません。

それと二つ目、施設利用者の要望を反映させるために協議会の設置の考えはというところです。改修については、今後、業務を進める中で、必要に応じて利用者の意見

を集約する方法等も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）協議会の設置ということにこだわるわけじゃないけれども、一つの方法としてこういう方法があるんでお尋ねをしたのですが、ここを利用される方の御意見、御要望を反映させるために、どういう形で運営していこうと考えておられるのか。いろいろ利用する方が、ああしてほしい、こうしてほしいということをおっしゃっていますけれども、町のほうも今後、広場を一体的に改修したいという考えがありますので、直ちに今あるコートはどうしようとか、こうしようとかは予算的な事情になるので、できないと思うので、そういうことがあると思うので、なかなか皆さんたちの要求を酌むことができないというふうに私も考えています。

そういう意味で、その時期を示すことができなければ、皆さんたちの要求をまず聞いて、それを改修計画に組み入れていくということで、こちらの皆さんたちの要求を聞くということは、もうこれ早めにやったほうがいいと思うんで、これはどのような方法で今後考えていくのか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）まず、一般利用者に対しましては、窓口には御意見箱を設置して意見を集約しております。月報で、こちらのほうに報告が上がってきております。

どういった形で利用者の意見を集約するかということなんですけれども、先ほど茂呂議員も言われたように、協議会に限らずスポーツ団体等へのアンケートとか、ヒアリングとか、そういったことも含めて今後検討していきたいと考えております。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）今、駐車場の整備をやられていますけれども、これが近いうちに完成されると思うんですけれども、この後、時間を置くことなく引き続き改修計画に入っていくということは、まだ時間的には困難ですか。いろいろとまだ乗り越えないといけない課題か何かあるのですか。

○議長（荒牧弘敏君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）前からも言っていますように、うちだけが事業をやっているわけではありませぬので、財政的な面、優先順位をつけてやっていく必要もあろうかと思えますし、今、改修に当たっては、国の助成金等があればそういうのも活用したいというふうに考えていますので、そういったところを調査する必要もございませぬ

で、言われましたように、はっきりとした時期はお示しはできないということです。

○議長（荒牧弘敏君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）使う人からは、以前からこういう要望が上がっていますので、できるだけ早く解決するように努力していただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩し、10時55分から再開します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

○議長（荒牧弘敏君）それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

7番目に、9番、三田議員。

○9番（三田敏和君）皆さん、こんにちは。今定例会一般質問2日目、2番バッターは、9番議員、三田敏和です。12月議会最終の質問者となります。最後まで、どうぞよろしく願いをいたします。

先々月10月の下旬、4年ぶりの議会全員研修で和歌山のほうに行ってまいりました。訪問先は、第1日目は、サテライトオフィスの先進地、ICT企業誘致を推進しておる、多くの企業がサテライトオフィスを開設し、ワーケーション、ワークとバケーションの組合せの造語の中で、環境のよい場所で、休暇を兼ねてテレワークを推進している白浜町、2日目は、移住定住施策として宅地化の推進をしている印南町にお邪魔をいたしました。2町とも町長の手腕、それを支える職員がいることが見える町でした。

上毛町においても、坪根町長の先見性、それを具現化して政策として打ち出して、九州一輝く町を目指す姿勢を評価したいと思います。2町で学んだことの一つに、移住定住として移り住むにも道路等のインフラの整備がとても重要であると改めて認識をいたしました。

さて、今回の一般質問は、インフラの一つである上毛町を縦横する道路網の状況についてお伺いいたします。

もう1点は稼ぐまちとして、ふるさと納税のルールが今年10月から変わったとの案内をいただきました。状況はどうか、お伺いをいたします。

詳細については質問席から行いますので、真摯な答弁を期待しております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）それでは、インフラの一環である町内をめぐる道路網について確認したいと思います。

町内には、国道10号線が東西に、それに伴い県道や町道がめぐっておりますが、路線数、総延長等はどのくらいなのか、お伺いをいたします。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）町内をめぐる道路網で、国道、県道、町道の路線数、総延長の概要について御答弁をさせていただきます。道路の種別ごとに御答弁をいたします。

まずは国道でございますが、路線数は一般国道10号の1路線で、延長は5.3キロ。次に県道ですが、路線数は主要地方道2路線、一般県道6路線の計8路線で、延長は61.4キロ。町道については1級路線が8路線、延長は15.7キロ、2級路線が17路線、延長は27キロ、その他の路線が857路線、延長は265.9キロ、合計で882路線、延長は308.6キロとなっております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）すごい路線数、総延長300キロということで、とても長い距離を管理している。特に町道については、管理の主体が町ですので、非常に大変だろうなというふうに思います。そういう中で、自然災害、火災、事故等が発生した場合、緊急車両が通れないような路線は存在するのかなということなんですが、私も消防団にくみしておりましたので、水利等、それから、いろんな道については確認をずっとしてきたところですが、現状どのような形になっているかお聞かせをください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）緊急車両の通行ができないような道路について御答弁をさせていただきます。

道路管理者である町としては、緊急車両の通行については、詳細には把握はいたしておりません。建築基準法上の家を建てるためには、幅員4メートル以上の道路に敷地が2メートル以上接していなければならないとされております。これは緊急車両が走行することや、災害が起きたときの避難経路として支障がないようにするためと言われております。

このようなことから、幅員が3.5メートル以下の町道が104.1キロございます。この全てではございませんが、緊急車両の走行に支障がある道路があると考えており

ます。

緊急車両の通行については、京築消防本部において日常点検を行い、状況等を把握していると同っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）3.5メートル以下104.1キロですとか、その中で、先ほど言われたように、消防署がいろんな点検の中で確認しているというのは私も把握しておりますが、本当に詳細までいっているのかなというのはちょっと疑問ですし、その辺については、町の道路管理者としても、今後の中で十分ニーズに応じてやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺、町としての今後の対応というのはどのようになるのかお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）町として、道路を管理するに当たっては、机上で車両の線形を示したりすることはできるんですが、実際はそこに塀があったりとか、いろいろなものがあるんで把握がしづらいということになっております。だからこそ、実際に緊急車両を走行する消防本部のほうに、そこらをお願いしているというところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）そういう中では、消防本部からいろんなところで、この辺は対応してほしいというようなところがあれば、十分それは対応可能ということで、時間的なものとかを含めて可能というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）消防本部のほうから、そういった道路改良についてのお話をいただいたことはございませんが、消防本部においては、その中でも今現在、整備されている道路網の中で、どこを通ったほうがベターなのかということを模索しながら点検を行っていただいているというふうに思っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）いずれにしても道路網というのは住宅整備、それから人口増に関しても、ある意味必要なことであるというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

町内路線を私も使わせていただいておりますが、生活道路はほぼほぼ路面が舗装さ

れているというふうに認識をしておりますが、私も通っていない箇所もあるというふうに思いますが、そういう中で、未舗装とか含めて、そういうものがあるのかどうか、見解をお示しく下さい。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）舗装が未舗装、未完了の路線について御答弁をさせていただきます。

町道の舗装率につきましては、1級町道が100%、2級町道が99.6%、その他の町道が79.5%となっております。生活道路として利用されている町道、圃場整備で整備された道路のうち一部の自然部分を除き、おおむね舗装済みであると認識しております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）79.5%ということで、その中で生活道路というのが主なことになるかと思いますが、ぜひ今後の中でも舗装ができるように、一段と努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、今議会に上程している議案の中にもありますが、成恒地区工業等造成地で、今回、企業が全区画一括して取得ということで、とてもいいことであるなというふうに思っております。開業後は県道野地塔田線の交通量が一段と増えるというふうに予測されております。一応、今回の企業については、豊前の方面のほうの道路を通行してほしいというようなこともあるというようにお聞きをしておりますが、いずれにしても交通量が増えることは間違いないんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、町として、県に拡幅要望しておるというふうに聞いております。特に、西吉富小学校から佐井川までの県の拡幅計画が進んでいるのではないかなというふうに思いますが、今の進捗状況をお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）野地塔田線の拡幅工事の計画の進捗について御答弁をいたします。

まず最初に、県が計画している部分につきましては、西吉富小学校の前の交差点から、佐井川までではなく、佐井川の手前に変則的な交差点がございます。成恒地区に入っていくところまでということで計画をなされておりますので、佐井川までは計画はされていませんので、その点は御了承いただきたいと思います。

県において事業が進められております一般県道、野地塔田線拡幅事業については、令和3年11月に行われた地元説明会では、用地買収を令和4年度から二、三年で行い、工事については、令和7年度から予定しているとの説明がございました。現在、用地交渉が行われており、予定どおりに伸長がなされているというところがございます。

工事につきましては、早期着手を要望した経緯もあり、用地買収の進捗次第では、来年度から工事に着手すると、そういう予定になっているということで伺っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）ありがとうございます。認識は佐井川までというふうに思っておりますけれども、成恒に入るあの変則の交差点までということで、その交差点というのは、かなり変則な交差点で、その交差点が終わるまでなのか、途中なのか、その辺がちょっとよく分かりませんが、ぜひそれから先も続けて要望を出してほしいなというふうに思っております。

いずれにしても、早く進む可能性があるということであれば非常にうれしい話です。ですので、よろしく願いをいたします。

それから、今年度、宇野地区の宇野の交差点から築上重機のもっと10号線側ですかね、新たな道路を拡幅をされました。私も通ってみまして、非常によくなったなというふうに理解をしております。そういう中で、この拡幅工事は家屋や宅地を含んだものだというふうに思いますが、工事着工までの地域の要望、それから行政の推進等、その辺の経緯をお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）令和4年度予算を繰越しさせていただきまして、今年度、完了しました町道古神田・宇野垂水線と呼ばれるものだと思いますので、その件について、経緯について御答弁をさせていただきます。

町道の新設改良等については、自治会からの要望により事業計画をいたしますが、町として総合計画等に掲げている、目標達成のために必要であると判断した道路については、要望の有無にかかわらず事業を実施いたしております。

議員御質問の先ほどの町道古神田・宇野垂水線道路改良工事については、先に整備を行った町道宇野垂水・松本線沿線に空き家が点在しており、空き家の利活用を促進

し、2040年人口1万人を目指すことから、県道野地塔田線と国道10号の間に、県道富士吉富線と、先に整備しました町道宇野垂水・松本線とを結ぶ道路が必要であると判断し、事業を実施したものでございます。

なお、空き家の利活用ではありませんが、工事期間中に改良工事を施工した路線沿線の土地に新たに住居が新築され定住なされたことも、事業の効果の一つであると考えております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）そういう意味であれば、町が推進する中で、やはり道路が拡幅整理されることによって、住宅が建っていくということが大きなものになっているんだなというふうに改めて思っています。

そういう中で、今、自治会からの要望、そして、町が施策として推進するために、町が積極的に関与するという部分も含めて、あるというふうにお聞きをしましたが、そういう中で、自治会からの要望等がどのくらいぐらい今現在あるのか、町がどの程度今後の人口1万人に向けて住宅整備とかを進めるために、道路の拡幅なり、それから新設なりというようなことを考えるところがあるのかどうか、お聞かせをください。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）住民の方からの拡幅改良等の要望について御答弁をさせていただきます。

住民の方、自治会等から要望につきましては、毎年、多くの要望がなされております。中には国、県への要望等も多く含まれておりますし、近年は、路肩の除草作業とか、支障木の伐採についての要望が数多く出されております。

可能な限り要望にはお応えしておりますが、はっきりとお断りをしなければならない要望もございます。その場合は、他の方法や行動的な支援はさせていただいているところでございます。

今、要望されている場所については、中村地区の緒方中村線の道路改良、土佐井地区の中島公民館線の道路改良、上唐原地区の居屋敷宮ノ後線の待避所設置整備等がございます。来年度予算に反映できるよう、予算編成時に協議をしたいと考えているところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）自治会からの要望、多くのものを年度の予算の中で優先順位をつ

けてやっていただいとる、もうありがたい話だなというふうに思いますが、先ほど町が優先的にというか、町が率先してやるというところもあるというふうなことを言われましたが、そういうところで計画しているものというのはあるのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）様々な計画に掲げていると答弁させていただきました。その中で過疎計画のほうに掲げておる路線については、優先的に考えていきたいというふうに考えておりますので、またその中で今、事業として進めておるのが垂水大ノ瀬線、役場の前からげんきの杜に向かっていく道路の改良について事業を進めております。通称シンボル道路と呼ばれるものでございますので、そういった面につきましては、今後、定住ゾーンとしての計画をビジョンをつくり上げた上で、どういった道路がふさわしいのかを検討しながら整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）ありがとうございます。上毛町も、平成20年2月19日に開催された福岡県都市計画審議会において、平成20年3月31日から上毛町の一部非指定地域、矢方、尻高、西友枝、東上の一部、私のところも非指定地域だろうというふうに思いますが、そういう中で準都市計画区域に指定がされました。それにより建築基準法が先ほど一部、答弁ございましたが、法42条、幅員が4メートル以下のところ等々について、いろいろみなし道路とか2項道路とかいうふうに呼ばれている道路がありますし、また、セットバックをしなければいけないところもあるように思いますが、その辺はどのように対応しておりますか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）法42条2項道路、みなし道路について御答弁をさせていただきます。

法42条2項道路、みなし道路とは、建築基準法において、道路の定義として規定されているものでございますが、法で規定されている道路とは、4メートル以上の道路とされております。先ほどの答弁で、家を建てるためには幅員4メートル以上の道路に、敷地が2メートル以上接していなければならないとされているとお答えいたしました。準都市計画の指定等によりそれらが適用された際、既に建築物、家屋等になりますが、立ち並んでいる幅員4メートル未満の道路で、特定行政庁の指定したものは道路とみなすと定められております。

法42条2項とみなし道路というものは、同じものということになりますが、建築法上の道路の判定については、上毛町の場合は福岡県京築県土整備事務所が行うことになっております。判定の申請については町が行う場合もありますが、個人で申請することもできます。特に、住宅を建築する際の道路判定となりますので、建築関係の方が申請を行うことが多くなっております。判定結果については、県土整備事務所よりその都度報告があり、住宅地図にその結果を着色し、問合せ等があった場合は迅速に回答ができるよう適切に処理を行っております。

また、この道路につきましては路線ごとに判定するものではなく、部分的に判定がなされますので、判定された箇所については非常に多くなっているというのが実情でございます。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）セットバックについても一緒に。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）セットバックにつきましては、こういった42条道路であり、幅員が4メートル未満のものについては、中心線から2メートルずつ建築物等を建てないということになっております。

しかしながら、建築許可を取る場合は、そういった指導を県土整備事務所のほうで行ってもらっておりますが、塀をついたりする場合、本来であれば建築許可が必要なんですけど、許可を取らなくて構築されている方がいらっしゃいます。そういった情報についても町のほうで把握することが非常に困難である。現場で工事をしている、何をしているのか、次の日に塀が一段についていたといった場合があって、実際はセットバックをしなければならないとかがされていなかった。法的にはいろいろ手法はあるんだと思いますが、出来上がったものを壊してくれということもなかなか言いづらい状況であるということは御理解いただければと思っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）そうですね、つくったものを壊せっちゅうのはなかなか難しいと思いますが、そういうふうにならないようにするためには、どういう施策が必要なのかなというふうに思うんですが、町として何かどのように考えておりますか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）その点につきましては、そういった建築許可を出す県土整備

事務所のほうと十分な連携を取りながら御指導していただくよう要望する。また、そういった情報があれば、町のほうに情報提供していただくことも一つの方法でありますし、セットバックについて十分な周知がなされていないというところもあるかと思っておりますので、その点についてもいろいろな手法を使って、住民の方々に周知していく方法しかないのかなというふうに考えております。周知については、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） いろんな手法があると思います。広報、それからホームページ、いろいろあると思いますので、ぜひ、そういう手法を通じながら、先ほど造ったものは壊せないというようなことを言われましたが、もちろんそういうふうにならないように、いろんなことで周知をするように、ぜひお願いをしたいと思います。

そういう中で、もしかすれば県道が一番多いのかもしれませんが、街路樹、それから、山林の雑木等が道路にはみ出している箇所が多々散見をされますが、町としての対応をお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君） 建設課長。

○建設課長（堀 綾一君） 道路にはみ出している街路樹、山林の雑木等の対応について、御答弁をさせていただきます。

まず、道路ののり面と道路敷と言われるところからはみ出している雑木については、道路管理者において対応いたしております。また、道からはみ出している樹木等については、土地所有者に対応していただくということが原則でございます。しかしながら、状況により早急な対応が必要な場合は、土地所有者に伐採の了解を得た上で、道路管理者において対応しているというのが現状でございます。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） 先ほど、住宅の中でも空き家があったりというようなことで、空き家等で雑木が出ると、持ち主が分からないとか、なかなか連絡が取れないと。それからまた、県道についてということになれば、県のほうに要望をされとるんだと思いますが、連絡が取れない場合、町が執行できるというようなことになるのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君） 建設課長。

○建設課長（堀 綾一君） なかなか難しい問題でありまして、過去にもそういったことがありましたので、空き家のほうから出た木を伐採した経緯があります。空き家の管

理をされている方から、何で無断で切ったんだといったトラブルになったケースもございまして、そういったところは慎重に対応していかなければならないと思っておりますし、日常的に、大雨が降るたび、台風が来るたびに、そういった道路にはみ出してくるようなところについては、一度御連絡をしたときに、今後こういったことがあった場合は、危険な場合はこちらで対処していただきますよという了解を得るようにならなければならないというところがございます。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） 今の答弁の中で、非常に先を見て計画しているというようなことでありがたいなというふうに思っておりますし、日頃管理されてなくて、うちの土地やうちの木を切ったらというようなことは、非常に何だか逆の意味があるのかなというふうに思いますが、町長その辺、もう少し県とかうまく県、国に要望しながらやるという方法はないんでしょうかね。

○議長（荒牧弘敏君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 県道については、県に常に要望はお願いしているところがございますけども、やはり地権者もいることですので、その辺の注意はなかなか難しい問題だなというふうに思っています。

近隣の、地元の情報は地元の住民が一番分かっているだろうと思っておりますので、その辺を明確にして、議員さんも含めて、いろんな情報をいただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） そういう雑木等もございまして、ある意味、道路が狭くて危険なところとか、直線のところでも、それから、信号がない交差点の狭いところ等々、まだ町道として、管理者、町としての対応しなければならないところもたくさんあるのではないかなというふうに思うんですが、一例として大ノ瀬のことを書かせていただきましたが、それはもう、そこでピンポイントということじゃなくて、町全体としてそういう道路管理者としての対応が求められている。先ほど、道路改良という意味からいうたら、そういうところにつながるんだろうというふうに思いますが、危険な箇所を認知しながら、あとで事故が起きて、あれはああすればよかったなということにならないように、先見の明が必要じゃないかなというふうに思いますが、その辺はどのように考えたらいいんでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君） 建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）町のほうとしても、先ほど私の答弁の中で、計画に掲げてある道路ということで、する場合もあるということありましたが、私どもが見て町内を走行する中で危険があるなというところは、逆に自治会のほうに御相談をしてする場合もございます。ただ、狭い道での改良になってきますので、難しい面があってくるというのが、交差点曲がりの改修であっても、その改修をすることによって、視距、ドライバーの目線がずれてしまう。場合によっては、交差点を改良することによって危険度が増す場合もございます。また、住民の方々、地元の方々においても、今あまり広くないから、車両もゆっくりとした走行をしていただける。それがかえって改良することによって、狭い道をスピードを出してしまうと危険度が増すとか、そういったケースもあるので、箇所箇所に応じた、住民の方との意見も聞きながら改良を進めていく必要がある。

また、先ほど言いました視距の面も十分に考慮しながら、改良というものを進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）確かに、右折、左折する部分だけを改良しても、ある意味そういう事故になる危険性があるということは認識をしております。そういう意味からいうと、そこは全体を含めて、将来的な構想なりが必要だろうというふうに思いますので、その点はやはり住宅を増やすにしても、そういうことがとても、道路網というのは大事なことなので、その辺は十分先見性を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

私がある方に、本当にここは狭いけん、広げたらどうですかと言ったら、いや、狭いほうがいいと。車はゆっくり走るんでというふうに逆に言われましたけども、そういうこともあります。ぜひ危険性のない道路にするということも、住宅整備とか、人が来るということについては、とても大事なことじゃないかなというふうに思います。

それから、道路の穴ぼことか、一部決壊とかいうようなことがあって、私も電話をして、言うてもなかなか場所が特定できずに、やり取りをしてもなかなか場所が分からないというようなことが過去にあったわけですけども、そういう中で、そういうところを写真、今スマホ等があって非常に位置情報もあるわけで、そういう情報として町にやり取りするというのが、いろんな地域で今行われておるかと思いますが、福

岡市とか北九州市もそういうような情報やっておりますが、その辺の導入はいかがなんでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）まず、今の御質問にお答えする前に、先ほどの御質問の追加で少し答弁をさせていただきたいと思います。

いろいろな事業を行う上において、道路というものは必要なものだと考えております。それは、建設課に課せられた責務でもあるというふうに考えております。今後、人口増に向けて、いろいろな事業が進められていく場合においても、道路整備というものをしっかりとやっていきたいと考えておりますので、その点御理解いただきたいのと御協力をいただきたいと思っております。

それでは、スマホによる道路の破損箇所等の情報収集について、御答弁をさせていただきます。

現在、ポットホール等路面の破損や倒木等の情報は、自治会長さんや通行されている方から情報をいただいております。主な報告方法としては、来庁されたり、電話によるものが大半を占めております。年に数件であります。ホームページを活用した報告もございます。

また、職員については、公用車で町内を走行する機会が多いことから、道路の異常については建設課に連絡をするよう、課長会を通じて通達をいたしているところでもあります。

スマホを活用したそれらの情報収集については、先般、改正されました道路メンテナンス会議において、LINEによる情報を収集している自治体が事例発表を行ってございました。詳細な内容までの発表はありませんでしたので、人口に対する登録者数、その登録者数による情報提供者数など、以前、議員から導入したアプリが利用をされて以来、活用されていないことがあるという御指摘をいただいたこともありますので、そのようなことのないよう、まずは情報を集めさせていただき、予算等の関係もございますので、条件が整えば、そこで初めて関係部署と協議を行い、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）今、ホームページで、こうげナビを3月で廃止すると。その中に、上毛町LINE公式アカウントの拡張をしながら、情報発信等をやるというようなこ

とでありました。12月に一部運用するというようなことのようにですが、まだ内容はお聞きしていませんし、情報も出ておりませんが、福岡市等々の導入は、そういう公式LINEアカウントの情報発信でやっているということで、道路損傷等通報システムが入っていて、それでやっているようですが、上毛町がやる公式LINEアカウントは、そのようなことも対応できるようになっているのでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）三田議員おっしゃるとおり、今LINEのアプリということを開発をしております。その部分で載せる部分を今、担当課と詰めているところでございます。建設課の通報する制度がうちのLINEのアプリに沿ぐうのか、もしくは個別にしたほうがいいのかというのは、個別に建設課と今詰めているところなので、12月中には全体は載せるようにはしていますが、通報の部分が建設課の部分の道路の通報を載せるか載せないかというのは、多分、12月中に出す分には間に合わない。載せないにしたら、個別でいくということは今検討していますので、そういった形で進めているというところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）やはり後からそれを構築しようと思っても、非常にまた費用がかかるということだろうというふうに思いますので、できるものであれば、きっちり載せていただいて、運用はいつからとか、ずらすことも可能だというふうに思いますので。確かに通報ができるようになると、たくさん来過ぎて、処理が困るというようなこともあろうかと思いますが、やはり道路の陥没等、事故が起きる可能性が十分あるので、その辺は対応すべきじゃないかなというふうに思いますので、その辺のシステムについては、できる限り制度設計の中にちゃんと入れていただいて、運用についてはここからとかいうような時期を考えるとかいうふうに、ぜひやってほしいんですが、再度御答弁をお願いします。

○議長（荒牧弘敏君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）通報のツールはございます。それに載せるか載せないかということは今判断していると。例えば、不法投棄の部分の通報システムとか、防災のところの通報システムとか、そういうのに対応するけども、まず、そこのルールづくり、そして本当にそれがうちがしているツールに合うのか合わないのか、そういうところを今判断している。もし合わなければ、建設課のほうの考え方、その運用で合

わなければ、先ほど説明した個別にするのか、いや、うちのほうにもあるのでそれをするのかというルールをしているんで、ないとかそういうことではありません。

先ほど説明したとおり、今ルールをつくっている。そのルールをつくるのが、12月には建設課の分が間に合わないでしょうから、それはちょっと詰めさせてもらって、まず運用をさせてもらいますけど、その通報ツールは使わないと。まだ使わないで、今後ルールを詰めて、それを使うか使わないかを判断していくということでございます。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） よく分かりました。ぜひ、そういうふうな検討をしっかりとやっていただいて、できるようなシステムにさせていただきたいなというふうに思っております。災害の情報も含めて、ぜひ必要なことだろうと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、私が最近よくウォーキングをしているわけですが、非常に今、大池公園の周りを回ることがとてもよくて、イルミネーションがずっと輝いておりますので、夜遅くてもウォーキングできますし、これずっと点灯してほしいなという気持ちもありますけども、そこまで行くのに車で行ったりということはあるんですが、歩いて行くこともあるんです、私の家から。そうすると、やはり歩道がないところがたくさんあります。その辺の今後の対応についてお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君） 建設課長。

○建設課長（堀 綾一君） 歩道のない道路の対応について、御答弁をさせていただきます。

道路は、車と歩行者が分離して利用できるよう、歩道が整備されることが交通安全上望ましいのですが、このような整備を行うには莫大な予算を要するため、通学路であっても整備がなされていない状況でございます。そのため、外側線やグリーンベルトなどの設置などが考えられますが、それらの設けられた部分については路側帯であり、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に区分できるように、交通事故を防止することを目的として設置されるものでございます。しかしながら、この路側帯の車両通行の規制については様々な解釈があり、このことを歩行者やドライバーへ周知を含め、十分に認識していただくことも困難であり、問題の一つと思われま。

そのようなことから、歩道のない町道の対応については、今後も道路管理上の課題

であるという認識はいたしております。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君）限られた予算の中で少しでも改良ができるように、ぜひよろしく
お願いいたします。

先ほど建築課長の答弁の中にも、人口1万人増にするにしても、道路整備というのはとても重要だというようなお話がありました。そういう中で、町長、前からもそうですが、昨日も答弁された中で、上毛に来たい人はたくさんおるんやけど、土地がないんやというような御答弁でした。その中で、土地がないというような大きな要因というのは、一に上げたら、どういうことで土地がないというふうな解釈でいいんでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君） 町長。

○町長（坪根秀介君）即、動かせる土地というか、道がないとか、結構私もハウスメーカーであるとか、いろんな建設関係に関わる皆さんに、上毛に家を建ててほしいという話をするんですけども、上毛町は一番に上毛町がいいという人が多いという中で、場所を特定してくれませんかというようなことで、隣にもう分譲しましたとか、そういう人たちが上毛に住みたいというのを、隣に紹介したとかということもよく聞きますので、一気に動かしていく必要があるんだろうと思います。地権者がおる話でございまして、その辺をしっかりと情報を集めながら、うまく活用できるように、動かせるように進めてまいりたいと。来年度ぐらいから、それを少しずつ動かしていきたいなというふうに思います。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君）そういう中で、今、住宅に隣接する補助等も、ある意味活用できる方法もあろうかと思えます。先般、印南町に行ったときにそういうようなことも言われていまして、その辺については3月の議会で、一般質問でしたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから次に、ふるさと納税についてお聞きをいたします。今年10月より、ルールが変わったということですが、再度お聞かせをください。

○議長（荒牧弘敏君） 税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、制度が変わった中での対応と寄附金の状況ですが、令和5年度の基準の変更点は、主にふるさと納税に係る経費と地場産品の基準となっ

ております。

1点目のふるさと納税に係る経費ですが、これまでは返礼品代、配送料、ポータルサイトの委託料等、返礼品に直接係る経費が5割以下となっており、返礼品なしの場合の経費、寄附金の受領証やワンストップ特例申請の経費は、この経費から除外してよいということになっていました。

しかしながら、令和5年度の基準の変更により、返礼品なしの場合の経費も含めて5割以下に変更されています。

この経費ですが、令和5年度の当初予算ベースで6割程度、要は、歳入に対してのふるさと納税の施設の経費の合計が約6割程度となっておりますので、寄附金額を1割から2割増額する必要が生じたため、10月より寄附区分の見直しを行っておりますが、この基準ですけど、全国の団体が同様な見直しを行う必要があるため、大きな影響はないものと思われまます。

2点目の地場産品の基準ですが、製造等の付加価値や全体現量の地場産品の割合等の基準が見直されました。この基準の見直しにより、今まで出していたお節、それとコスミーとチェリーのキャラクターが入ったゴルフボール等数品が返礼品から除外されることになり、影響額は約2,000万円程度ということになっています。

次に寄附金の状況ですが、今回の基準見直しにより、見直し月の10月の前月に当たる9月に、年度末と同じような駆け込み寄附が見受けられており、9月末現在は、前年比1.6倍に当たる約1億7,500万円と一時的に増加しましたが、11月末現在では、前年比87%の約2億3,300万円まで、逆に減少しております。

なお、現状での懸念材料は、人気の上毛町限定のもつ鍋が11月20日で在庫が底を尽き、次回供給も和牛価格の高騰等により確保が困難で、次回製造が未定であることと言えます。ただし、昨日入った情報なんですけど、少量ですが次回の製造見込みが立ちそうということで、3トン程度ですけど、少しいい情報が入りました。

また、今後の寄附予測ですが、毎年、寄附動向が変化しており、例年12月初旬での予測は困難であるものの、予算額の3億円は達成する見込みですので、3億円を超え、支払いに支障が出た場合は、例年どおり専決で対応をお願いしたいと考えております。

最後に、私ども担当職員は寄附増に向けた取組に尽力しておりますので、三田議員さんも応援よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）ということは、上毛町もその隠れ経費というのがあったという認識なんですね。ほとんどの行政が、隠れ経費というのは5割の外にあったというふうに、今、答弁だったような気がするんですが、そうでない自治体もあるというふうにもお聞きしておりますが、上毛町のものは、その部分は5割の外にあったという理解でよろしいんですね。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）三田議員さん、隠れ経費と言いますが、改正前の基準は、それは除外していいですよという基準だったわけです。なぜか報道において隠れ経費という言い方されていますけど、この部分を除いた経費が5割以下という形で基準があるのに、今回それが三田議員さんが言う隠れ経費を入れた部分が5割とかいう考え方ではない。基準が変わったということになりますので、もう隠れ経費とかいう言われ方は今、自分も報道等を見ましたけど、隠れ経費というのは何か偏見報道じゃないかなというぐらいの自分自身の考えがあります。

上毛町としては、ちゃんとした基準に合ったところで進んでおりますので、その辺については誤解のないよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）ありがとうございます。確かに、今の報道では隠れ経費というようなことを言われていまして、それまでの基準には合致していたというようなことを今答弁されて、そのように理解しますが、そういう中でも、そういうものも入れて5割のところもあったというふうに聞いておりますので、そういうものがうちの場合には外にあったというふうなちょっと表現はあれかもしれませんが、基準どおりの中で、そういうふうにあったというふうな理解をいたしました。

今後の中では先ほど言われたように、価格としてはどの程度上がると言ったんですかね。ちょっと私、聞き逃しましたような気がするんで、ちょっと教えてください。

○議長（荒牧弘敏君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）基本的に5割だけ、歳出が6割までぐらいになっているんで、どうしても分母を増やす、歳入を増やさなくちゃいけないということで、約1割から2割の価格の変更を行っています。

ただし、実際のところは返礼品は3割という基準があつて、その外の5割という形になるんで、その5割については全体で5割、1品1品が5割を超えてなきやいけないという数字ではございません。だから、品物によっては5割を超えるような品物もあります。

要は、地場産で少量出る部分については、価格を上げれば寄附が少なくなる、事業者さんというか、生産者さんに、減ればちょっともうやはり、その辺についてはうちは手堅く、町内産については増やしていきたいと考えておりますので、そういう調整も行いながら今5割を行っています。

先ほど言った部分で、5割の調整について、5割を超えるので、今、返礼品の割合が今年出した部分が、一番低い返礼率が18.3%、これは5割にするための金額ですし、そのまま3割まで持っていつている部分もあります。ただ、うちのほうが、基準の申請を出すときの返礼割合は25%、3割より大分下になるんですけど、これについては全体が5割になったので、もう下げざるを得ない。そういう形になっていますので、一概に全ての返礼品を増額したわけではなく、そういうところは最終的に5割を切るような調整を行わせていただいておりますので、その調整についても相当な事務的な要領があつたんですけど、どうにかさせていただいております。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）全体で5割ということになると、非常に1品1品でいうと先ほど言われましたように、出入りがあるというようなことの中からそれを調整されたということで、非常にその事務量が莫大なものの中でやったというようなことで、大変うれしく思っておりますが、よく品物が粗悪になったとかいうようなことが世間では騒がれておりますので、ぜひうちのものはそういうものではない、以前と変わらないいいものだよというようなイメージをぜひ与えていただきたいなというふうに思いますので、今後とも対応よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）お疲れさまでした。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時45分